

医療機関・医療法人の皆様へ

経済産業省発行資料より抜粋

雇用維持と事業継続のための資金繰り支援等のご案内

1. 雇用を維持したいが給与の支払いが心配な方へ

◇ 雇用調整助成金の特例措置

従業員に支払った休業手当等の**最大 9/10 を国が助成**します

※解雇等をしていないなど上乘せの要件を満たす事業主の助成率は中小企業 9/10・大企業 3/4

【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ またコールセンターでもお問い合わせに対応します。

0120-60-3999 (受付時間 9:00~21:00 (土日祝含む))

2. IT ツールを導入して業務を効率化したい方へ

◇ IT 導入補助金

IT ツールの導入について**最大 2/3 補助**されます

➤ 対象者：中小企業、小規模事業者

(医療法人は常時使用する従業員の数が 300 人以下の場合に対象となります)

➤ 補助額：30~450 万円、補助率：1/2 (特定の導入要件を満たした場合の特別枠：2/3)

➤ 特別枠に限り、パソコン・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象

➤ 想定される活用例：効率化や負担軽減に役立つツールとして、電子カルテ、予約システム、地域医療・多職種連携ネットワーク、WEB 会議など

【お問合せ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会 0570-666-424 ※9:30~17:30 (土日祝除く)

3. 月々の固定費の支払いが心配な方へ

◇ 持続化給付金

事業全般に広く使える現金が**最大 200 万円支給**されます

➤ 対象者は売上が前年同月比で 50%以上減少している方

➤ 給付上限は、法人 200 万円、個人事業主 100 万円

➤ 医療法人、NPO 法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183 ※平日・土日祝 9:00~17:00

4. 税や社会保険料、電気・ガス料金の支払いが心配な方へ

◇ 基本的にすべての税の**納税を猶予**できます

◇ 厚生年金等の保険料の**納付を猶予**できます

◇ 電気・ガス料金の**支払いを猶予**できます

[®]バックナンバーはこちら

AMAGUCHI パートナース



または

天口会計事務所



でも可

<https://amaguchi.com/category/oshirase/>



税理士法人

AMAGUCHI パートナース

TEL : 023-625-2773

5. 事業継続のための運転資金が心配な方へ

◇無利子・無担保融資

福祉医療機構で**無利子・無担保の融資**が受けられます

- 当初5年間は1億円まで無利子（1億円超の部分は0.2%、6年目以降は0.2%）
- 限度額は病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設で4000万円（3億円までは無担保）
- 償還期間は15年以内、うち据置期間（元金の返済猶予期間）5年以内
- 既往貸付についても、当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に最長3年間の元利金の支払いについて、返済猶予の相談に対応します。

【お問合せ先】独立行政法人 福祉医療機構

東京本部福祉医療貸付部医療審査課 03-3438-9940 03-3438-9934

既往貸付に関すること：東京本部顧客業務部顧客業務課 03-3438-9939

日本政策金融公庫（国民事業）で**実質無利子・無担保の融資**が受けられます

（※福祉医療機構の融資と併用はできません）

- 実質無利子化の限度額は、日本公庫（国民事業）3000万円

【お問合せ先】日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

日本政策金融公庫等の**過去の借入れを一部実質無利子で借換え**できます

- 実質無利子化の限度額は最大1億円。借換えの限度額（新規融資と借換えの合計額）は3億円
- 実質無利子化の限度額は、日本公庫 中小事業1億円、国民事業3千万円

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183 ※平日・土日祝9:00~17:00

◇セーフティネット保証4号・5号

一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証を対象とする資金繰り支援が受けられます

- セーフティネット保証4号 一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証
- 売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合 <全都道府県を対象に指定>
- セーフティネット保証5号 一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証
売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合 <無床診療所、有床診療所、一般病院を含め、全ての業種が対象>

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

◇信用保証付き融資における保証料・利子減免

民間金融機関で最大3千万円の実質無利子・無担保の融資が受けられます

- 対象者はセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183 ※平日・土日祝9:00~17:00